

厚生労働省発老第0609001号  
平成15年6月9日

最終改正  
厚生労働省発老0316第4号  
令和4年3月16日

都道府県知事  
各 殿  
公益法人等関係団体の長

厚生労働事務次官

老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」により行うこととされ、平成15年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

## 別 紙

### 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱

#### （通 則）

1 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

#### （交付の目的）

2 この補助金は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関する先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする。

#### （交付の対象）

3 この補助金は、平成15年5月21日老発第0521001号厚生労働省老健局長通知の別紙「老人保健健康増進等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき設置する「老人保健健康増進等事業評価委員会」による評価を受け、実施要綱に基づき都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業（以下「都道府県等事業」という。）及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人が行う事業（以下「法人等事業」という。）を交付の対象とする。

#### （交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）別表の第1欄に定める事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4に定める算定方法により算定された交付額が50万円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認めた場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県等事業の場合

- ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- カ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ク 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定

により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

## (2) 法人等事業の場合

### ア (1) のアからキに掲げる条件

この場合において、才に掲げる条件の中で「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

## （申請手続）

### 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

#### (1) 都道府県等事業の場合

ア 都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

イ 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

ウ 都道府県知事は、イの申請書を受理したときはその内容を審査しこれを取りまとめ、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### (2) 法人等事業の場合

厚生労働省所管の法人の長又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別紙様式5又は別紙様式6により、それぞれ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(交付決定を行までの標準的期間及び交付決定の通知)

10 この補助金の交付決定を行までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 都道府県等事業の場合

ア 都道府県知事は、8の(1)のイに係る補助金の交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として20日以内に厚生労働大臣へ提出するものとする。

イ 厚生労働大臣は、交付申請又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として、30日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

ウ 都道府県知事は、8及び9に係る補助金について、厚生労働大臣の交付決定（決定の変更を含む。）があった時には、市町村長に対し、別紙様式7又は別紙様式8により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(2) 法人等事業の場合

厚生労働大臣は、交付申請又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として、30日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告及び補助金等の額の確定の通知)

11 この補助金の事業実績報告及び補助金等の額の確定の通知は、次により行うものとする。

(1) 都道府県等事業の場合

ア 都道府県知事は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は事業の完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて厚生労働大臣に提出して行うものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 市町村長は、事業が完了したとき又は7の(1)のイにより事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて都道府県知事

に提出して行うものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの報告書を受理したときは、その内容を審査しこれを取りまとめ、別紙様式11による報告書に関係書類（調査研究等の報告書を含む。）を添えて、事業の完了した日が属する年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

エ 都道府県知事は、補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式12により、速やかに確定の通知を行うものとする。

## （2）法人等事業の場合

厚生労働省所管の法人の長又は厚生労働大臣が特に必要と認めた法人の長は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（2）のアにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は事業の完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書に調査研究等の報告書を原則としてDVDに格納し、7部を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式10による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

### （補助金の返還）

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

### （その他）

13 特別の事情により、4、8、9及び11に定める算出方式、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表

1 事 業	2 基 準 額	3 対象経費
厚生労働大臣が認めた事業	厚生労働大臣が認めた額	事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費〔諸謝金〕、旅費（国内旅費及び外国旅費）、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(注) 「3 対象経費」欄の [ ] 内は、法人等事業における対象経費名である。